

# 県税の広報活動に関するアンケート

#### 実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
税務企画課	2013年01月11日から 2013年02月12日まで	1332	889	66%

三重県の平成24年度予算(一般会計)額約6,693億円のうち、県税収入は30.9%(2,067億円)を占めています。

#### ■Q1 自動車税の納期に関する情報源について(1)

自動車税の納期限は5月31日となっていますが、この情報をどの媒体から得ることが多いですか?

合計	889	
県のホームページ	20	2,2%
県政だよりみえ	117	13,2%
インターネット	13	1.5%
ラジオ	34	3.8%
テレビ	30	3.4%
新聞	42	4.7%
ポスター	35	3.9%
納税通知書	797	89.7%
その他	24	2.7%
知らない	33	3.7%

#### ■ Q3 滞納者への対応について(1)

県では、納期内に納税を済ませた方との公平を図るため、納税意思を示さない滞納者に対して、差押え等の滞納処分を行うなど、厳しい態度で臨んでいますが、このことをご存じですか。

合計	889	
知っている	458	51.5%
知らない	431	48,5%

# ■ Q4 滞納者への対応について(2)

Q3で「知っている」と答えた方にお聴きします。その情報源を教えてください。

合計
----

県税は県の貴重な自主財源として大きな役割を果たしています。

その広報活動に対して、県民の皆さまはどのように感じていらっしゃるのかをお聴きし、今後の県税の広報活動の参考とさせていただきます。

県のホームページ	21	4.6%
県政だよりみえ	114	24.9%
ラジオ	23	5.0%
テレビ	94	20.5%
新聞	114	24.9%
懸垂幕・横断幕	10	2.2%
懸垂幕・横断幕 人づて・ロコミ	10 182	2,2%

# ■ Q6 不正軽油撲滅対策の取組について(1)

トラック等の大型自動車に使われているディーゼルエンジンは、その燃料として、軽油が用いられています。その軽油には、県税として1リットルあたり32.1円の軽油引取税が課されています。

近年、その軽油に軽油引取税が課税されていない灯油や重油を混ぜて不正軽油を製造し、軽油引取税を免がれようとする事案が発生しています。

あなたはこのような事案をご存じですか?

合計	889	
はい	415	46.7%
いいえ	474	53,3%

#### ■ Q7 不正軽油撲滅の取り組みについて(2)

三重県では、不正軽油撲滅のため、さまざまな取り組みを行っています。 以下のうち、あなたが知っている取り組みを教えてください。 (複数回答可)

合計	889	
トラック等からの燃料の抜き取り調査	169	19.0%
販売店(ガソリンスタンド等)への調査	190	21.4%
不正軽油110の設置	25	2.8%
ポスター掲示・チラシ配布等による不正軽油 撲滅のPR	151	17.0%
その他	7	0.8%
どれも知らない	562	63,2%

# ■ Q8 不正軽油撲滅に有効な広報手段について

不正軽油撲滅のためには、どのような広報が有効だと思われますか。 以下のなかから1つ選んでください。

合計	889	
ポスター掲示・チラシ配布等による不正軽油 撲滅のPR	133	15.0%

県政だより等による不正軽油撲滅の取組内容 の周知	42	4.7%
トラック等からの燃料の抜き取り調査(路上 抜取調査)結果の報道提供やホームページで の公開	371	41.7%
県民の皆さまからの情報を受付ける「不正軽油110番」の窓口(電話059-224-2980)案内や不正軽油対応事例の紹介	106	11.9%
その他	60	6.7%
不正軽油をよく知らないので、どのような広 報が有効かわからない	177	19.9%

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 All Rights Reserved,Copyright(C)2006.Mie Prefecture